

令和4年11月21日

教育委員会事務局 文化財課

担当：多知、安

内線：5626、5625

直 通 225-1844

国の文化財の登録について

令和4年11月18日（金）に開催された国の「文化審議会」（会長 さとう まこと 佐藤 信）において、文部科学大臣から諮問のあった下記の文化財の登録が審議され、答申された。今回の答申どおり下記の建造物が登録されれば県内の国登録有形文化財（建造物）は289件となる。

記

いしかわけんりつのがくどうのうぶたい
石川県立能楽堂能舞台 1棟

石川県立能楽堂能舞台

所在地 金沢市石引 4 丁目 390 番地 2

所有者 石川県

規模構造 木造平屋建、檜皮葺^{ひわだぶき}、建築面積 79 m²、橋掛り付^{はしがか}

建築年代 昭和 6 年(1931)／昭和 46 年(1971)移築

概要

石川県立能楽堂の内部に建つ能舞台は、昭和 6 年(1931)に金沢市広坂で建設されたものであり、昭和 46 年(1971)の石川県立能楽文化会館(昭和 61 年(1986)に石川県立能楽堂と改称)の建設時に、橋掛りとともに石引に移築され、現在に至る。

当該建造物は、入母屋造、檜皮葺(一部杉皮葺)で、社寺建築の伝統的意匠を備えた格式高い能舞台であり、加賀宝生流の能と一体となって現在まで継承及び活用されている建造物として貴重である。



位置図



正面



橋掛り